

災害等が発生した場合の対応について(申し合わせ)

令和 4 年 6 月 13 日
令和 7 年 11 月 13 日改正
国立大学図書館協会理事会

災害等¹が発生した場合は次のとおり対応することとする。

1. 会長および事務局(以下、「会長館」という。)は速やかに会員へ被災状況の報告を求め、会員は必要に応じて回答する。² その結果、被災した会員が属する大学等の教職員・学生へ当該会員に代わって図書館サービスを提供する必要があると判断された場合は、会長館は会員へ協力を呼び掛けるとともに、サービス提供状況を協会内外へ周知する。
2. 会長館が被災し職務の継続が困難な場合は、次のとおり対応することとする。
 - (1) 会長館は、所在地以外のキャンパスを含む他施設等にその機能を移し、職務にあたる。会長はその旨を会員に速やかに周知する。³
 - (2) (1)に定めた機能移転が困難な場合、会長は速やかに副会長へ連絡する。⁴
 - (3) 会長館が被災したと思われる事態が発生し、一定の時間が経過したにも関わらず、(1)または(2)が実行されない場合は、副会長は会長館の職務遂行は困難と判断する。⁵
 - (4) (2)または(3)の状態になった場合は、国立大学図書館協会会則 第 12 条 2 項⁶ にもとづき、副会長が会長の職務を代行する。副会長は、副会長が代表たる会員(以下、「副会長館」という。)の事務部長、課長又は事務長に代行事務局長を委嘱し、そのもとに代行事務局を置く。副会長はその旨を会員に速やかに周知する。⁷
 - (5) 代行事務局は 1.に定めた会員の被災状況の把握等を実施する。その他の事務局業務については、可能な範囲で代行事務局が行う。^{8, 9}
3. 災害等に備え、災害対策拠点を定める。災害対策拠点は、会長館、副会長館、および会長館・副会長館以外の地区の理事 2 館、計 4 館とする。¹⁰ 災害対策拠点は、2.の事態に備え、会長館が作成した事務文書等のファイルを共有する体制を構築する。
4. この申し合わせは、会長・副会長の交代に関わらず、必要な場合のみ改訂する。改訂が不要な場合は翌年度も引き継ぐ。

¹ ここでいう「災害等」とは、地震・台風等の自然災害により、会員の運営に何らかの支障が生じた場合を意味する。ただし、第 2 項に限っては、会長館が火災・漏水等によりその機能に支障が生じた場合

も含む。

² 被災状況の把握は、現行の Google フォームをそのまま使用。そこに入力されたデータは Google スプレッドシート(閲覧専用)から入手して分析できる。ともに協会ウェブサイトの会員限定ページに常時リンクを貼っておく。

³ 以下、東京大学附属図書館(以下、東大という)が会長館、京都大学附属図書館(以下、京大という)が副会長館で、地震により東大が被災したと仮定して説明する。会長館が所在する東京大学本郷キャンパス(東京都文京区)は台地にあり、また、海岸・河川から離れているため津波被害の心配もないので、図書館の建物自体はある程度の震度であっても無事と想定される。しかし、交通機関の障害による職員の出勤困難やネットワークの断絶が生じる可能性が高く、同館・同キャンパスでの会長館としての機能の維持は難しくなる。その際は、同大学柏キャンパス(千葉県柏市)の柏図書館へ事務局を移す。

⁴ 東京大学本郷キャンパス、柏キャンパスの両方が被災して機能しないが、東大から京大へ何かしらの方法で連絡できる状況を想定。

⁵ 1 日以上経過しても東大と連絡がとれない状況を想定。

⁶ 会則第 12 条 2 項「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。」

⁷ 京大の事務部長が代行事務局長、総務担当課が代行事務局になることを想定。

⁸ 代行事務局は取り急ぎ 1.の内容を行うこととし、その他は必要最低限で可とする。東大が被災した場合、東京地区と関東甲信越地区の会員の多くが同様の状況と考えられるので、総会や理事会等のイベントは延期もやむをえない。

⁹ 外部サーバを借用し、会長館が作成した事務文書等の電子ファイルのバックアップスペースとする。3.に定める災害対策拠点にサーバへのアクセス権を付与し、会長館が被災しても必要なファイル等が入手できるようにする。

¹⁰ 会長館と副会長館以外の地区の理事 2 館は、会長館と副会長館から離れた地区にある理事とし、第 1 回理事会で当該年度の会長館と副会長館が決定した後、理事会にて決定する。